



河上 正二 教授

Shoji KAWAKAMI

研究分野：民法、消費者法、医事法

研究内容：民法は、私人間の権利・義務や身分関係において日常的に発生するトラブルに対して、問題解決のためのルールの策定や解釈上の検討を行う法律科目です。とくに、事業者・消費者間の紛争や、医師・患者間の問題を中心に研究を進めています。

愛媛県出身

東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了（法学博士）。その後、千葉大学法経学部助教授、東北大学法学部助教授、同教授を経て現職。

生殖補助医療と民法学

1 生殖補助医療技術の進歩によってもたらされた課題

20世紀後半から、人の生殖・出産という領域での医療技術の発展にはめざましいものがあります。

これによって、かつては不妊に悩む夫婦が、医療技術の力を借りて子を持つことが可能になりました。生殖が、医師の手を借りて人為的に操作できるようになったことは、一面では、救いです。しかし、人工授精（配偶者間・非配偶者間）・体外受精、凍結精子・凍結受精卵による子の出産、代理母による出産など、現実に行われつつある生殖補助医療は、倫理的にも、法的にも多くの問題を抱えています。本来、生殖は人間の自然の営みの中心をなすものであり、そこに人為的医療行為が加えられることによって、その営みや関係性をゆがめてしまう結果とならないか。問題は、人間の本质や尊厳にも関わるものであって、単に、効率や経済合理性で割り切れるものではありません。

2 法の世界における課題

法の世界では、とりわけ親子法、すなわち親子関係の形成において、重要な問題を提起しています。わが国には、フランスの生命倫理法のような、法的な枠組みが形成されていないですが、すでに、①夫の同意を得た非配偶者間人工授精子と離婚後に於ける親権者の決定や、②死亡した夫の凍結精子による出産子の亡き夫との親子関係、③米国での代理出産子と依頼夫婦の親子関係の認定などが、裁判所で争われています。DNAによる親子鑑定が比較的容易になった今日では、遺伝的な関係と現実の社会関係との間に、摩擦も生じています。母子関係一つとっても、遺伝学上の母子、懐胎出産に基づく母子、事実上の社会的母子は、今日では必ずしも一致しません。こうして、たとえば、同性カップルが代理母に依頼して、子を持つことは可能であろうかといった問題も、決して、仮定の教室設例ではなくなっているのです。

3 進むべき道を求めて

基本的に、人は、父母に生殖能力があり（したがって生殖年齢の間に）、その二人の間に生まれてくるものであり、医学は、生殖に関しては不妊の治療に手を貸すにとどまるのが生殖補助医療の原点です。本来であれば、子が生まれるべきところ、身体的事情でそれが果たせない夫婦の切実な望みを実現させるところにあります。生殖に対する補助として位置づけられ得る代理懐胎も、仮に認められるとしても、おそらく子のいる夫婦からの「慈善の行為」として、子宮の病で出産できないカップルに対する治療の一環として無償で実施されることが重要になります。さもなければ、かつての売血者問題の場合と同様に、経済的困窮者が子宮を貸して金を稼ぐことにもつながるでしょう（同様の問題は、臓器提供にも存在する）。

医療技術の発展とともに、「できること」は増えていきますが、人間としての尊厳と子の福祉や権利を守るためには、「やってはいけないこと」も意識しなければなりません。法の世界が、こうした人間の基本的営みに、どこまで介入すべきかは問題ですが、最低限の倫理として、弱い立場にある人々を危険に曝すことから守らねばならないことは確かです。